

令和7年度第1回井川町情報公開審査会 会議次第

日 時 令和7年5月26日（月）

午後2時30分

場 所 秋田県市町村会館

1. 開 会

2. 事務局挨拶

3. 委員紹介

4. 議題

（1）諮問事項の審議

- ・諮問第13号の答申について
- ・諮問第14号（出納員、分任出納員、現金取扱員及び物品取扱員の任命又は併任の各辞令に関する公文書の公開決定）について（継続審議）
- ・諮問第15号（固定資産評価審査委員会定例会及び臨時会に関する公文書の部分開示決定）について（継続審議）
- ・諮問第16号（税務会計課税務班による地方税法20条の11の規定に基づく照会に対する事務処理に関する公文書の不開示決定）について
- ・諮問第17号（開示請求人本人による公文書開示請求に対する決定件数に関する公文書の不開示決定）について

5. その他

6. 閉 会

諮問第13号の答申について

○諮問第13号の答申について（答申第13号）

4 審査会の判断について

○実施機関が行った本件処分に対して

「井川町長の権限に属する特別職及び一般職の地方公務員に対する辞令発令に関する規定」の公文書公開請求に対して、「請求に係る規定を作成していないため」と、存在しない理由を付して、非公開決定とした処分について、違法又は不当な点はないと判断する。

○審査請求人の主張に対して

情報公開制度による処分に対する審査請求は、開示・不開示等に対する不服を申し立てる制度であり、情報公開請求の結果、請求人が知ることとなった行政事務手続上の不備等に対する不服を申し立てる制度ではない。よって、そのような行政事務の是非について当審査会が立ち入るべきではないと判断する。

以上のことから審査会は、本件審査請求に係る、令和6年3月29日付け井発第8102号により、井川町長が行った本件処分は妥当であると判断する。

諮問第14・15号について（継続審議）

・令和6年度第4回井川町情報公開審査会（令和7年3月19日開催）にて、開示請求範囲以上に開示された場合（過剰開示）の、情報公開審査会が審議する範囲について、国や他自治体の事例等から情報収集し、次の審査会で確認することとした。

諮問の概要 （諮問第14号）	不服申立て事案についての諮問（情報公開審査会）
	（公開請求する公文書の名称） 井川町財務規則第6条第1項及び第2項で規定される出納員並びに井川町財務規則第5条各項で規定される分任出納員、現金取扱員及び物品取扱員について、地方自治法第171条第2項の規定に基づき井川町長が発した直近の任命又は併任の各辞令
実施機関	井川町長
決定年月日	令和6年3月25日（公文書公開決定）
決定の理由	分任出納員の辞令について公開 出納員並びに現金取扱員及び物品取扱員については任命していないため当該文書は不存在。
不服申立て年月日	令和6年4月8日
諮問年月日	令和6年7月5日
審査請求理由の概要	ア．公開決定を取り消し一部公開決定とすること。 イ．公開文書中、起案文書は請求していないものである。 ウ．出納員並びに現金取扱員及び物品取扱員について任命していないことは不適正であるため是正を求める の3点を理由に「公文書公開決定」を取り消すよう求める。
弁明書の概要	本件審査請求を一部認容するとの裁決を求める。 審査請求理由のうち、「イ．」については、起案文書は請求した公文書では無いため、認容する。 「ウ．」については、公文書の存在・不存在に係る公開・非公開を巡っての提起ではなく、審査請求人の考える「適正な運営の確保」のために公文書の修正や、特定の文書を作成するなどの何らかの作為を要求する趣旨のものである。仮に審査請求人の考える「適正な運営の確保」が為されたところで、審査申立人自らが個人的に利益を得られるものではない。 「ア．」について、当町情報公開条例では、公文書一部公開決定とは、公開対象の公文書の一部に個人情報等の「開示しないことができる情報」が記載されていた場合に、当該部分を黒塗りする等の方法を用いて公文書を公開する際の処分であることが規定されている。他方、当町の情報公開条例の運用上、外部の人間である申請者が当町にどのような公文書が存在するか知ることが難しいことを勘案し、関連性のある文書の申請については、無理のない範囲で1件の情報公開申請として処理している。仮に本件処分を「一部公開決定」に改めたとしても、本件処分に係る当町に存在する文書の写しについて、原処分が行われた時点で全て送付しているため、審査請求人が当町の公文書から新たな情報を得ることによる利益はない。
反論書 （審査請求人の不利益になることを防止する為、	「全部認容」を求める。 ア．「（1）行政不服審査法の趣旨について」に対し、 審査請求人は「国民」であり、「…目的を表わしたに過ぎない」との記述表現は、

明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。）	「同法」の当該趣旨、同人の当該行為、及び処分庁自らの「事務手続上の違反又は瑕疵」を軽視し、且つ弁明全体の内容と矛盾する。 イ.「(2) 本件処分における審査請求の妥当性について」に対し、 「行訴法」は、取消訴訟の「原告適格」を、処分等(裁決を含む)の取消しを求める場合に、「法律上の利益を有する者」に対し認めているが、「行審法」は当該明示的に定めていない。また、審査請求人は、当該文書が物理的にないのであるから、「取消し」を求めているのではなく、「不存在の起因」たる「事務手続上の違反又は瑕疵(つまり、『不適正な運営』)」に対し、「是正(『適正な運営の確保』)」を求めているのであり、行審法における本旨である(つまり、審査請求を為さなければ、当該違反又は瑕疵は没却され、将来に亘っても、同人の「権利利益の救済」につながらないこと)と思料且つ主張する。 以上から、処分庁による「棄却の求めの部分」は、同人の権利利益を侵害するものであり、全く以て失当である為。なお、詳細については、本件「審査請求書」記載のとおりである。 〈その他〉 本件「弁明書(副本)」の受理到達に係る期間だけで、当該「審査請求書」送付到達から約3ヶ月を費やしており、先ず、その遅滞について弁明すべきである旨、指摘する。
-------------------------------	---

諮問の概要 (諮問第15号)	不服申立て事案についての諮問(情報公開審査会) (公開請求する公文書の名称) 令和05年05月19日から現在(本請求書到達時点)の期間において開催された臨時会または定例会(但し「地方税法」規定どおり「審査のため」に限る)について、 ①「固定資産評価審査委員会規程第2条各項」の規定に基づき発せられた「招集状」 ②「同規程第5条各項」の規定に基づく「呼出状」 ③「固定資産評価審査委員会条例第12条第2項」並びに「同規程第6条各項」の規定に基づく各議事についての調書のうち「各会議録」
実施機関	井川町固定資産評価審査委員会
決定年月日	令和6年10月1日(公文書部分開示決定)
決定の理由	①及び③については、委員の住所情報を黒塗り処理して部分開示 ②については、地方税法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)の出席及び証言を求めようとしなかった為、呼出状は不存在。
不服申立て年月日	令和6年12月10日
諮問年月日	令和7年1月23日
審査請求理由の概要	①の開示に対して、「固定資産評価審査委員会規程第2条第1項」において、「委員長が(中略)招集状を各委員に送達してこれを行うものとする。」と規定されているのだから、固定資産評価審査委員会委員長から委員長自身に発せられた招集状は、開示される覚えは無く、請求対象外のものであるため、当該開示コピー代及び還付加算金の返還を求める。 ②の呼出状について、③の会議録には、「税務会計課長及び同課員」が出席及び証言をしているにもかかわらず、当該呼出状が無い理由を「地方税法第433条第7項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)の出席及び証言を求めようとしなかった為、呼出状は無い。」と付記していることは整合しない。

弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 ①の招集状は、委員長名で発出されるものであるが、文書の作成及び送付事務は同事務局職員が行っている。委員長から委員長自身への招集状の作成及び送付は、定例会の日時や場所等を書面にて委員長に伝達することを目的として、委員だけでなく、委員長に対しても送付している。そもそも情報公開制度は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書」を請求できる制度であることから、作成された公文書は、本来作成不要であるかどうかに関わらず、開示請求されたものについては不開示情報を除き、請求者に開示する必要がある。本件公文書開示請求書には特段、委員長から委員長自身への招集状を除く旨の記載は無いことから、本件開示事務に誤りや瑕疵はなかったと判断している。 ②の呼出状は、固定資産評価審査委員会規程第 5 条に基づいて発出されるものである。規程第 5 条中に「関係者(審査申出人及び町長を除く。)」とあることから、審査申出人及び町長（補助機関である町長部局職員を含む）以外の関係者に対しては、呼出状を送付しなければならないが、審査申出人や町長、町長部局職員に対しては、呼出状を送付する必要がない、と判断している（口頭での呼出でよい）。この規定により、税務会計課長及び同課員に対して呼出状を送付せずに、口頭で出席を求めたものである。よって、地方税法第 433 条第 7 項の規定によって関係者(審査申出人及び町長を除く。)の出席及び証言を求めようとする呼出状は無い、とした本件処分に違法又は不当な点はないと判断している。
反論書 （審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。）	「全部認容」を求める。 ア.「口頭審理」について（「下記エ」に関連） 「同審理」は、「行政不服審査制度」を基本とする（つまり、「地方税法第 433 条第 11 項」の規定により、「行政不服審査法」への読替え規定あり）。 つまり、本件は、当該審査申出人が「口頭意見陳述の申立て」をしていないのであるから、「同審理」自体行われない筈であり、行われるのは、「公正を期す為」、 ㊦ 同申出人が「同申立て」をした上で出席し、且つ処分庁及び審査庁が出席した場合、又は、 ㊧ 同申出人が「上記㊦」の場合で、且つ処分庁及び審査庁である町長又は職員の各一部が欠席した場合 であり、「同申立て」がない場合は「同審理」は行われることはない（つまり、以上を除く「同審理」は違法である）。 イ.「呼出状」（「固定資産評価審査委員会規程第 5 条」並びに「同法第 433 条第 6 項及び 7 項」）について 「同規程同条」では「…地方税法第 433 条第 7 項の規定によって関係者（審査申出人及び町長を除く。）…送付しなければならない。」と規定されているが、「同法同条第 6 項」では「審査を申し出た者及び市町村長の出席を求めて…」と規定されており、両者は整合せず、「法律優位の原則」により、「同規程同条」の規定は誤りである。 ウ.「招集状」（「同規程第 2 条第 1 項」）について 「同規程同条同項」の規定は、「委員長が他の委員のみを招集する場合」の規定であり、事務局が委員長を含む各委員に送達するものではない（当然、「同状控え」は開示請求文書対象外である）。 また、本根拠は「同法」中ではなく、つまり、処分庁は上記イの呼出状と勘違いしており、失当である。 さらに、当該「余計な分（つまり、委員長自身の分）の開示に係るコピー代徴収に関する事務連絡」については、当該「審査請求書」中「②理由」のとおりであ

	り、「不当利得」の内容そのものである。 エ. 当該「審査請求書」の添付資料（別紙３の②）：「…委員会（定例会）の開催について（通知）」中、「３ 定例会案件（２）令和６年度の固定資産評価について」について（「上記イ」に関連） 当該定例会には、「固定資産税台帳に登録された価格に関する不服審査」〔「同法第４２３条第１項」（同委員会の設置目的）〕のほか、「同評価について」の為、税務会計課長及び同課税務班の職員１名（計２名）を実際に出席させているが、「上記ア」記載のとおり、「同審理」を（適正に）行う場合を除き、これら職員が出席することも、本件処分庁である貴委員会が招集することも、本来ありえない。 また、「同規程第５条」では「呼出状」と規定されており、「状」は書面であるので、「（口頭での呼出でもよい）」との弁明は、当該規定の解釈を全く誤っており、且つ的外れである。 つまり、本項はこれら職員らが当該「定例会」に出席している為、当該「呼出状」を開示請求したものであり、「同法同条同項」の規定（つまり、「固定資産評価審査委員会の設置目的及び職務権限」）からは、「不存在が当然」であるが、本件処分庁である貴委員会の解釈は、全く以て失当である。
--	--

諮問第16号について

諮問の概要 (諮問第16号)	不服申立て事案についての諮問 (情報公開審査会) (公開請求する公文書の名称) 貴委員会が保有される {町長による別紙の①:「R06.04.16 付け公文書開示決定通知書」による「開示文書 (抜粋) } 「別紙の②」中「✓」部分の行政文書について、(令和6基準年度の固定資産税評価の為、「地方税法20条の11」の規定に基づく評価庁の権限に基づき、) 税務会計課税務班が貴委員会に対し「閲覧を求め」、且つ貴委員会が「閲覧させた」(許可又は承認) ことを示す記録文書 (いつ、同課同班の誰から当該「閲覧」について許可又は承認されたのか…について判るもの)。
実施機関	井川町農業委員会
決定年月日	令和6年9月25日 (公文書不開示決定)
決定の理由	当該閲覧についての求め及び許可 (承認) は口頭で行われたものであることから不存在。
不服申立て年月日	令和6年12月10日
諮問年月日	令和7年1月23日
審査請求理由の概要	当該不利益処分は、個人情報保護法第70条又は第72条に違反し、本件不利益処分の理由 (閲覧についての求め等が口頭で行われた事) についても疑義があり、当該文書を閲覧 (及びメモによる記録) をさせたのか否か、如何なる文書を閲覧させたのか、目的外の事項についても閲覧させたのか否か、各不明であることは、地方税法第20条の11の規定上、極めて不適切である。
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 本件、税務会計課税務班による地方税法第20条の11に基づく請求及び請求に対する許可 (承認) については、同課同班職員と当委員会職員との間で口頭にて行われた為、その一連の事務処理について記録した公文書は存在しない。同課同班職員による地方税法第20条の11の規定に基づく請求が口頭で行われたこと自体の是非について、当委員会では判断しない。また、同課同班職員からの請求に対する許可 (承認) について、一連の事務処理は、口頭で行われたものの、当委員会職員の立ち会いの元、閲覧させていることから、閲覧する職員が不適切な閲覧をすることは通常発生せず、口頭で許可したことのみにもって、不適切な事務であったとは判断していない。 審査請求書にある「また、仮に、「当該メモとして記載」……、廃棄できない筈である。」の部分について、メモをする行為をしたのは税務会計課税務班であり、当委員会はそのメモの同課同班内における保存状況 (廃棄状況) については関知しない。
反論書 (審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。)	(「本件不存在による不開示決定」又は「存在であっても非公開」のいずれの場合にも拘らず、)「全部認容」を求める。 「2弁明の理由」本文、 ア. 5行目「口頭で行われた…」に対し、 他実施機関に対する開示であれば、予め「照会票」等を提出させ、如何なる情報を、閲覧又は謄写により取得したいのか、確認の上、証拠を残すべきが適正である (個人情報に記載された文書であれば尚更…。 イ. 16～17行目「地方税法第20条の11 (中略) 当委員会では判断しない。」に対し、 「同法同条」の権限があるのは、本来、町長及び町長の委任を受けた「徴税吏員」である。「いつ、(同課同班の) 誰が、何の目的で (本件の場合は、『農地の売買に

	係る情報取得』のみであると推察する)」当該権限のみを行使したか否か（つまり、当該権限外である目的外の情報も取得したか否か）について、「確認の責務」が自ずと生じ得る。 ウ．１７～２５行目「また、（中略）当委員会職員の立会いの下、（中略）そのメモの同課同班における保存（廃棄）状況については感知しない。」に対し、当該「立会い」とは、上記イのほか、「抜き取り」、「改ざん」等の違法または不適切な行為がないか、また、「目的内の〔つまり、当該照会（但し、事実行為の存否については疑義がある）に対し、承認又は許可された〕ものを行政文書として取得したか否か」、或いは「目的外のものを取得したか否か」等の「確認の責務」も自ずと生じ得る。 エ．２８～２９（空白行含む）行目「処分の取消し又は変更を求める法律上の利益がないことが明らか」に対し、 本件「同利益」については、審査請求人が判断するところであり、敢えて述べるならば、同人にとっては「固定資産（農地）評価又は調査の存否」に関し、重要である（そもそも、「当該情報の提供又は取得に係る事実行為の存否」自体に疑義がある）。 以上から、本件弁明は失当であり、当該行政文書の取扱い、全く以て不適切である。 なお、当該文書は当町全体が保有しているものであり、本来、地方公共団体として（仮称）「公文書管理条例」（及び「同条例施行規則」）を定めた上、貴委員会としては（仮称）「農業委員公文書取扱規程（訓令）」を定めるべきが適切である旨、付け加える。
--	---

諮問第17号について

諮問の概要 (諮問第17号)	不服申立て事案についての諮問（情報公開審査会）
	（公開請求する公文書の名称） R02.04.01 から現在までの期間において決定された、「申請者本人による公文書公開又は開示請求に対する当該決定件数を表わした個人データ」。
実施機関	井川町長
決定年月日	令和6年11月22日（公文書不開示決定）
決定の理由	全請求者の公文書開示請求を取りまとめたデータは保有しているが、個人別に記録したデータは保有していない為、不開示。
不服申立て年月日	令和7年1月16日
諮問年月日	令和7年1月30日
審査請求理由の概要	当該不利益処分は、情報公開請求の「却下」又は「不受理」と同義であるのだから、「不開示決定処分」を取り消して「申請拒否処分」とすべき。 （本審査請求は、「情報公開審査会に諮問する審査請求」と「地方自治法第229条によって井川町議会に諮問する審査請求」を1つの請求にまとめて提出されていまして、行政不服審査法の規定に基づき分離しています。）
弁明書の概要	本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。 1. 情報公開請求の記録データについて 当町では、全請求の「受付（受理）年月日」、「受付番号」、「請求する公文書の名称」、「主務課」、「公開区分」、「発信番号」、「決定期限」、「備考」を記録したデータを作成・保有している。このデータを作成する目的は、毎年5月に町広報誌において、1年間の情報公開請求件数を公表する為である。広報誌に件数を掲載するにあたっては、全請求の件数のみ把握出来れば良いので、請求者氏名の記録や紐づけをして管理する必要は無いため、現状は記録していない。よって、請求者別に抽出して開示することもできない。 また、たとえ個人別に記録していたとしても、その公文書が存在しているか否かを答えるだけで、請求人が情報開示請求をしたことがある者かどうかという「個人に関する情報」を開示することになり、井川町情報公開条例第9条に該当する為、公文書存否応答拒否決定になることを、原処分の際に申し添えた。 2. 通話による問い合わせについて 審査請求書にある「申請者（本件審査請求人）は当初、総務課総務班担当から通話により……、旨の回答を得た（別紙3）ので、本件申請を為したものである。」の部分について、「個人情報保護法に基づく開示請求」を「情報公開請求制度」の方で請求できるか、という審査請求人による問い合わせに対し、「請求できるが、個人情報等の不開示情報はマスキングされて公開される」と一般的な事務処理について、総務課総務班担当者が回答したものである。一般的な事務処理について回答したのは、問い合わせの時点では、審査請求人が開示請求予定とする公文書の詳細については不明確であった為である。よって、通話時の回答は、原処分の開示請求（審査請求人の公文書公開請求件数の個人データ）について、開示決定される、と認めたものではない。 3. 審査請求人の主張する「申請拒否処分」について 井川町行政手続条例第7条より、行政庁は、申請が到達したら遅滞なく申請の審査を開始しなければならないのであり、申請が到達したにもかかわらず、申請を受け付けない、受理しない等の取扱いはできないこととなる。 審査請求人は、本件不開示決定処分を「開示請求申請の門前払い」の意味で捉え

	ている主張をしているが、上記の規定より、申請を受け付けしない（門前払いする）ことはそもそもできない。 原処分は、公文書開示請求書の到達後、遅滞なく申請の審査を開始し、公文書不開示決定という「処分」を行ったものであり、行政手続条例にも違反しない。
反論書 （審査請求人の不利益になることを防止する為、明らかな誤字脱字等を除き、省略せず原文のまま記載します。）	「全部認容」を求める。 ア.「情報公開制度」上の「申請拒否処分」と「不利益処分」の各定義について そもそも、「申請拒否処分」とは、その名のとおり且つ「行政手続条例第7条」規定どおり、「申請そのものを拒否する処分」であり（そもそも、「拒否」の場合の決定期限については、「情報公開条例」及び「情報公開法」にも規定がない）、「応答及び理由の提示」を為すものである。 一方、「不利益処分」は、上記処分と異なり、「同要件を具備しているものに対する、不開示又は部分（一部）不開示をする処分」である。 つまり、処分庁は、「受理」（行政行為）と「受領（又は到達）」（事実行為）の解釈を誤っており、前者は、戸籍事務手続や裁判手続等には使用されるが、「同制度」上は使用されず、「行政手続法」、「行政手続条例」、及び「情報公開法」にも、一切この用語は使用されていないことに裏打ちされる（「情報公開条例」及び「同条例施行規則」中の「受理」は誤りである）。 また、後者は、申請書が庁舎に到達又は庁舎窓口に提出されれば、前者同様、（閉庁日であっても当直が）「受領」しなければならず、「受領」したとき（起算日は、閉庁日であっても、その翌日）から形式的要件を具備しているか否かを（処分庁が）審査し、決定期限内に「応答及び理由の提示」を為すものである。 以上のことから、本件「申請拒否処分」は「門前払い」と同義である…との意味である。 イ.「申請者本人の情報を申請者本人が情報公開請求したこと」の理由及び整合性について 本件公開請求の理由は、「当該審査請求書の添付資料：別紙3」のほか、「本件反論書の添付資料：審査請求人による提出証拠資料（別紙2の②及び③）」中、「審査請求人本人の裁判に係る事件番号（つまり、「個人識別符号」）を記載した書面（処分庁による決定通知書の別紙 1/2～2/2）」が、（つい最近に）開示されていることである。 つまり、本項に関する処分庁の弁明は整合せず、且つ矛盾する。 ウ. 本件「弁明書（副本）添付資料：証拠書類2（情報公開処理簿）」（別紙1の⑤）について 上記2と同様、「同処理簿」には「同符号」が記載されており、「申請者本人（本件審査請求人）の情報（データ）」であること、且つ保有されていることは紛れもない事実と判明した。 つまり、当該申請は、申請書到達時点において「当該データが保有されているか否か」であり、「当該データに係る分類別出力方法」を問題としているのではなく、そもそも、本件「弁明書（副本）」において、申請者本人（本件審査請求人）の情報を、同人に対し、「不開示決定」であるにも拘らず、開示し、且つ存否を明らかにする（同人主張の存否応答拒否～つまり、申請拒否処分）こと自体、失当である。 なお、審査請求人は、「同処理簿」を「審査請求人による提出証拠資料（別紙2の④）」として、本書に添付提出したい。 エ. その他（本件「弁明書（副本）」同封された、「令和07年01月30日付け井発第4990号～審査請求の分離について」）について

	（「エ.」は、審理手続の異なる審査請求についての内容ですので、掲載は省略します。）
--	---